

目次	1
1 草加消防署（草加八潮消防局含む）（ほか2施設）で使用する電気（単価契約）	2
2 八潮消防署（指令センター含む）で使用する電気（単価契約）	8

草加消防署（草加八潮消防局含む）（ほか2施設）で使用する電気（単価契約）仕様書

1 概要

- (1) 件名 草加消防署（草加八潮消防局含む）（ほか2施設）で使用する電気（単価契約）
- (2) 対象施設 別紙1（表1-1）参照
- (3) 需要場所 別紙1（表1-1）参照

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び非常用自家発電設備の有無

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ
- オ 電気方式 1回線受電
- カ 非常用自家発電設備の有無 別紙1（表1-2）参照
- キ 常用発電設備 表1-5参照

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力

別紙1（表1-1）参照。ただし、各月の契約電力（常時電力）は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値（kW）とする。

契約電力については、入札価格を用いる為の値であり、実際の請求時には、落札者と一般送配電事業者の間で取り扱われる接続供給サービスと同じ契約電力を用いて請求書を発行するものとする。

イ 予定使用電力量

別紙1（表1-1）参照。（月別の予定使用電力量は、別紙2（表2-1）のとおり）

- (3) 契約期間

令和3年10月1日午前0時から令和4年9月30日午後12時まで

- (4) 電力量等の検針（自動検針装置の有無、検針方法、計量器の構成）

別紙1（表1-3）参照

- (5) 需給地点
別紙1（表1－4）参照
- (6) 電気工作物の財産分界点
別紙1（表1－4）参照
- (7) 保安上の責任分界点
別紙1（表1－4）参照

3 支払方法 後払い（年12回払い）

施設ごとに請求書を作成し、草加消防署管理課へ請求書を提出すること。

4 契約方法及び積算方法

(1) 契約方法

あらかじめ月額基本料金（単価）及び月別電力量料金（単価）を定め、各施設、月ごとに契約電力及び使用実績に応じて支払う単価契約とする。

※各施設における1か月の電気料金

$$\begin{aligned} & \left(\text{基本料金} \right) + \left(\text{電力量料金} \right) \\ & = \left(\text{契約電力に応じた料金} \right) + \left(\text{使用量に応じて単価で支払う料金} \right) \end{aligned}$$

(2) 積算方法

別紙1の契約電力及び別紙2の予定使用電力量等を基に、月額基本料金（単価）、月別電力量料金（単価）を算出し、1年間の全施設に係る料金を積算すること。

また、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない額を入札書に記載すること。

なお、各施設の電気料金単価については、統一した価格とすること。

5 特記事項

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 非常用自家発電設備は、別紙1（表1－2）参照
- (3) 最大需要電力の実績は、別紙2（表2－2）参照
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

なお、入札価格の算定に当たっては、力率は100パーセントとし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (6) 不当要求行為に関し、次の事項を遵守すること。
- ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (7) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (8) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

問合せ先 草加八潮消防組合 草加消防署
管理課 管理係
電話 048-924-2116 (内線 50303)
FAX 048-924-0965

表 1-1 需要場所等一覧

	施設名称	複合施設	需要場所	契約電力 (kW)	年間予定使用 電力量(kWh)	管理所管課
1	草加消防署 (草加八潮消防局含む)	—	草加市神明二丁目2番2号	47	136,800	草加消防署 管理課
2	草加消防署 西分署	—	草加市西町108番地2	35	87,300	草加消防署 管理課
3	草加消防署 北分署	—	草加市清門二丁目1番地43	29	67,500	草加消防署 管理課

表 1-2 非常用自家発電設備の有無等一覧

	施設名称	非常用自家発電 設備の有無	非常用自家発電設備 容量(kVA)
1	草加消防署 (草加八潮消防局含む)	有	105
2	草加消防署 西分署	有	43
3	草加消防署 北分署	有	60

表 1-3 電力量等の検針等一覧

	施設名称	自動検針装置の 有無	検針方法	計量器の構成
1	草加消防署 (草加八潮消防局含む)	有	遠隔自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)
2	草加消防署 西分署	有	遠隔自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)
3	草加消防署 北分署	有	遠隔自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)

表 1-4 需給地点等一覧

	施設名称	需給地点／電気工作物の財産分界点	保安上の責任分界点
1	草加消防署 (草加八潮消防局含む)	需要場所における東京電力パワーグリッド株式会社の施設した供給用配電箱内の東京電力パワーグリッド株式会社の母線と草加市の断路器電源側接続点	電気工作物の財産分界点に同じ
2	草加消防署 西分署	需要場所における東京電力パワーグリッド株式会社の施設した供給用配電箱内の東京電力パワーグリッド株式会社の母線と草加市の断路器電源側接続点	電気工作物の財産分界点に同じ
3	草加消防署 北分署	需要場所における東京電力パワーグリッド株式会社の施設した供給用配電箱内の東京電力パワーグリッド株式会社の母線と草加市の断路器電源側接続点	電気工作物の財産分界点に同じ

表1-5 常用発電設備（太陽光発電機）等設置場所一覧

	施設名称	設置状況	発電形式	発電機容量	用途	系統連系の有無	余剰電力の買取
1	草加消防署 (草加八潮消防局含む)	—	—	—	—	—	—
2	草加消防署 西分署	—	—	—	—	—	—
3	草加消防署 北分署	有	太陽光発電設備	3 k w相当	常用	高圧連系無 (逆潮流無)	無

表2-1 予定使用電力量（令和3年10月～令和4年9月）一覧

新規分	施設名称	月別予定使用電力量（kWh）												
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
1	草加消防署 （草加八潮消防局含む）	8,600	9,600	13,500	15,500	13,300	11,700	8,500	8,200	9,700	12,800	14,900	10,500	136800
2	草加消防署 西分署	5,500	6,300	9,100	10,700	8,700	7,500	5,400	5,300	5,900	7,500	8,800	6,600	87300
3	草加消防署 北分署	4,200	5,100	7,500	8,600	7,100	6,000	4,200	3,600	4,000	5,500	6,900	4,800	67500

表2-2 月別最大需要電力実績（令和2年6月～令和3年5月）一覧

	施設名称	月別最大需要電力（kW）											
		令和2年			令和3年					令和2年			
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	草加消防署 （草加八潮消防局含む）	23	31	37	42	39	33	20	20	32	37	47	41
2	草加消防署 西分署	17	19	28	35	30	26	17	15	23	25	31	28
3	草加消防署 北分署	14	18	29	26	26	19	13	10	13	17	25	22

八潮消防署（指令センター含む）で使用する電気（単価契約） 仕様書

1 概要

- (1) 件名 八潮消防署（指令センター含む）で使用する電気（単価契約）
- (2) 対象施設 別紙1（表1-1）参照
- (3) 需要場所 別紙1（表1-1）参照

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び非常用自家発電設備の有無

- | | |
|----------------|-------------|
| ア 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| イ 供給電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| ウ 計量電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| エ 標準周波数 | 50ヘルツ |
| オ 電気方式 | 1回線受電 |
| カ 非常用自家発電設備の有無 | 別紙1（表1-2）参照 |
| キ 常用発電設備 | 表1-5参照 |

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力

別紙1（表1-1）参照。ただし、各月の契約電力（常時電力）は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値（kW）とする。

契約電力については、入札価格を用いる為の値であり、実際の請求時には、落札者と一般送配電事業者の間で取り扱われる接続供給サービスと同じ契約電力を用いて請求書を発行するものとする。

イ 予定使用電力量

別紙1（表1-1）参照。（月別の予定使用電力量は、別紙2（表2-1）のとおり）

- (3) 契約期間

令和3年（2021年）10月1日午前0時から

令和4年（2022年）9月30日午後12時まで

- (4) 電力量等の検針（自動検針装置の有無、検針方法、計量器の構成）

別紙1（表1-3）参照

- (5) 需給地点

別紙1（表1-4）参照

(6) 電気工作物の財産分界点

別紙1（表1-4）参照

(7) 保安上の責任分界点

別紙1（表1-4）参照

3 支払方法 後払い（年12回払い）

八潮消防署（指令センター含む）分の請求書を作成し、八潮消防署管理課へ請求書を提出すること。

4 契約方法及び積算方法

(1) 契約方法

あらかじめ月額基本料金（単価）及び月別電力量料金（単価）を定め、各施設、月ごとに契約電力及び使用実績に応じて支払う単価契約とする。

※各施設における1か月の電気料金

$$\begin{aligned} & \left(\quad \quad \quad \text{基本料金} \quad \quad \quad \right) + \left(\quad \quad \quad \text{電力量料金} \quad \quad \quad \right) \\ & = \left(\quad \text{契約電力に応じた料金} \quad \right) + \left(\text{使用量に応じて単価で支払う料金} \right) \end{aligned}$$

(2) 積算方法

別紙1の契約電力及び別紙2の予定使用電力量等を基に、月額基本料金（単価）、月別電力量料金（単価）を算出し、1年間の全施設に係る料金を積算すること。

また、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない額を入札書に記載すること。

なお、各施設の電気料金単価については、統一した価格とすること。

5 特記事項

(1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(2) 非常用自家発電設備は、別紙1（表1-2）参照

(3) 最大需要電力の実績は、別紙2（表2-2）参照

(4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

なお、入札価格の算定に当たっては、力率は100パーセントとし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりと

する。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(6) 不当要求行為に関し、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(7) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(8) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

問合せ先 草加八潮消防組合

八潮消防署 管理課

電話 048-998-0119

FAX 048-997-1300

表 1-1 需要場所等一覧

	施設名称	複合施設	需要場所	契約電力 (kW)	年間予定使用電力量 (kWh)	管理所管課
1	八潮消防署 (指令センター含む)		八潮市大字鶴ヶ曾根 1 1 8 5 番地	109	449, 300	八潮消防署 管理課

表 1-2 非常用自家発電設備の有無等一覧

	施設名称	非常用自家発電設備の有無	非常用自家発電設備容量 (kVA)
1	八潮消防署 (指令センター含む)	有	185

表 1-3 電力量等の検針等一覧

	施設名称	自動検針装置の有無	検針方法	計量器の構成
1	八潮消防署 (指令センター含む)	有	遠隔自動検針	季時別

表 1-4 需給地点等一覧

	施設名称	需給地点/電気工作物の財産分界点	保安上の責任分界点
1	八潮消防署 (指令センター含む)	P A S (気中負荷開閉器)	電気工作物の財産分界点と同じ

表1-5 常用発電設備 (太陽光発電機) 等設置場所一覧

	施設名称	設置状況	発電形式	発電機容量	用途	系統連系の有無	余剰電力の買取
1	八潮消防署 (指令センター含む)	○	太陽光発電	10 k w/H(最大)	※	高圧連携有 (逆潮流有)	無

※故障中のため施設に電力供給はありません。

表2-1 予定使用電力量（令和3年10月～令和4年9月）一覧

新規分	施設名称	月別予定使用電力量（kWh）												
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
1	八潮消防署（指令センター含む）	32,900	32,000	37,300	42,300	43,200	34,000	32,500	29,500	34,500	39,800	47,700	43,600	449300

表2-2 月別最大需要電力実績（令和2年6月～令和3年5月）一覧

	施設名称	月別最大需要電力（kW）											
		令和2年			令和3年					令和2年			
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	八潮消防署（指令センター含む）	63	63	82	88	81	79	75	65	81	84	109	101